

法人実務 ニュース

令和5年5月25日

第539号

教務部宗教法人課

ご存じですか？民法改正①「相隣関係」



相隣関係とは、隣接する不動産の所有者または利用者がお互いにその利用について調整し合う関係のことです。民法には、土地の使用・通行・排水・境界・竹木の切除など隣り合った土地の権利の調整について規定されていますが、今の社会状況に合わなくなっている項目もありました。

そこで、今回民法の一部が改正され隣地等の利用・管理の円滑化を目的に相隣関係規定が見直され、令和5年4月1日から施行されました。

主な点は以下の通りです。

- ①越境した竹木の枝の切取り
- ②隣地使用权



①越境した竹木の切り取り

これまでの民法では、隣地から竹木の根や枝が越境してきている場合、土地の所有者は越境してきている根の部分は自分で切り取ることができましたが、枝の切り取りは竹木の所有者に対して切除を請求することができるまでにとどまり、越境された土地の所有者が勝手に切り取ることはできませんでした。

しかも、その請求に応じてもらえない場合には、裁判を起こして判決を得てから強制執行などの手続きをとらなければならないため、枝が越境するたびに同じ手続きをするのは大きな負担となります。

さらに、その竹木が複数人の共有物だった場合、切り取るには共有者全員の同意を得ることが必要とされ、反対する人がいるとどうすることもできないほか、そもそも所有者が不明であった場合には切り取るのが困難な事態になってしまいます。

そこで、竹木を円滑に管理できるよう、土地の所有者による枝の切り取りや共有者各自による枝の切除が容易になるように民法が改正されました。

◆土地の所有者による枝の切り取り

改正された民法では、越境された土地の所有者が竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、一定の場合には自ら枝を切り取ることができるようルールが整備されました。

【新民法 233 条】

第 1 項：土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

第 3 項：第 1 項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

①の「相当の期間内」とは、ケースによりませんが、約 2 週間程度と考えられています。

この改正により、以前よりも枝の切取りはしやすくなりますが、そもそも実害がないのにむやみに切り取ってしまうと権利の濫用となる可能性があるほか、隣地との境界がはっきりしていない場合も問題になる可能性があるので注意が必要です。



◆竹木の各自による枝の切除

改正された民法では、越境している竹木が複数人の共有物である場合、その切除については各共有者が単独で行うことができると明文化されました（同条第 2 項）。

つまり、越境された土地の所有者は、竹木の共有者全員の同意がなくても、共有者のうちの一人から承諾を得ればその共有者に代わって枝を切り取ることができます。

また、越境された土地の所有者は、共有者のうちの一人に対しその枝の切除を求めることができ、その切除を命じる判決を得れば代替執行することができます。

庭木がたくさんある教会も多いと思います。周囲に気を配り、良好な関係を保ちたいものです。

◇お知らせ

6 月 26 日に「第 4 1 回宗教法人実務担当者研修会」を開催いたします。教区・直属の宗教法人実務担当者の方で、まだ申し込みをされていない方は、**6 月 10 日までにお申し込み下さい。**宗教法人課公式 LINE アカウント、電話、E メールにて承ります。

法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月 25 日 午後 2 時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号 0743-63-2157 (担当：原田)

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町 1 番地 1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX 番号 0743-63-3804 【教務部共用】

